

ブロック塀等撤去促進補助金

平成30年10月1日に創設したブロック塀等撤去促進補助金は、平成31年3月31日までの時限補助制度でした。

補助期間内にブロック塀などの撤去は行われましたが、まだ数多く存在することから、令和2年3月31日まで補助期間を延長しています。

ブロック塀などを所有されている人は、今一度、建築基準法上適法であるか、老朽化していないかなど自己点検を行い、本補助金の目的をご理解頂き、ブロック塀などの撤去についてご検討ください。

【目的】

地震などにより、道路に面したブロック塀などの倒壊に伴い生じる被害を未然に防ぎ、人身事故の防止と避難路の確保のため、道路に面したブロック塀などの撤去にかかる費用を補助します。

【補助対象ブロック塀など】

道路に面したブロック塀などで道路面からの高さが60cmを超えるブロック塀など

※擁壁にブロック塀などが設置されている場合は、道路面から擁壁などとブロック塀などの合計の高さが60cmを超えるブロック塀など。

●道路の例

公道（国、府、町管理の道路）、不特定が通行する私道、公園

●ブロック塀の例

コンクリートブロック塀、コンクリート塀、レンガブロック塀、土塀、コンクリートブロックの形状に切り出された自然石を組上げた塀

●擁壁の例

コンクリート造擁壁、自然石などを積み上げた石積み

【補助対象者】

ブロック塀などの所有者で、補助対象ブロック塀などを撤去する者。

【補助対象工事】

補助の対象となる工事については、次のいずれかに該当するもの。

●補助対象ブロック塀などを全て撤去する。

●補助対象ブロック塀などの一部を撤去し、撤去後の高さを道路面から60cm以下にする。

●擁壁の上に設置されている補助対象ブロック塀などを全て撤去する。

【補助金額】

次の①、②のうち、いずれか低い額の80%を補助。ただし、補助上限額は、20万円

①補助対象ブロック塀などの撤去工事費

②10,000円/㎡×補助対象ブロック塀などの見附面積

【補助期限】

令和2年3月31日まで

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

耐震診断・耐震改修・除却に対する補助

住宅の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修・除却に対する補助を行っています。

●耐震診断補助

【対象】

以下の条件に該当するもの。

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた建築物。
- ・現在居住されている、または、これから居住される建築物。
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと。

【補助額】

耐震診断に要する費用の90%の額。ただし限度額は4万5千円。

※上記の補助額については、木造住宅一戸建の場合です。他の建築物の補助額についてはお問い合わせください。

●耐震改修補助

耐震改修とは、耐震診断の結果、住宅の耐震性が不十分な場合、耐震性を高める耐震改修計画の作成及びその計画に基づいた耐震改修工事を同一年度で行うことです。

【対象】

以下の条件に該当するもの。

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅。
- ・現在居住されている、または、これから居住される木造住宅。
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの。
- ・所有者の課税所得金額が5,070,000円未満であること。
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと。

【補助額】

次の①、②の合計額（ただし、耐震改修工事に要する費用の80%が限度額）

①耐震改修計画の作成に要する費用の70%で10万円限度。

②耐震改修工事に要する費用で40万円限度（所得により60万円限度）。

※耐震シェルターも補助対象（耐震シェルターとは寝室などの居室の内側を囲む箱型の構造物で、安全な空間を確保することができるものをいいます）。

耐震シェルターは②を限度額としてその費用を補助。

●除却補助

除却とは、耐震診断、または、簡易診断の結果、住宅の耐震性が不十分な場合、その住宅の全部を除却（解体）する工事を行うことです。

【対象】

以下の条件に該当するもの。

- ・昭和56年5月31日以前に建築され、原則として建築基準法の規定による建築主事の確認を受けた木造住宅。
- ・耐震診断結果の数値が1.0未満であるもの（要綱で定める簡易診断でも可能）
- ・所有者の課税所得金額が5,070,000円未満であること。
- ・所有者に固定資産税の滞納がないこと。

【補助額】

1戸につき20万円。または、除却工事に要する費用のいずれか低い額。

【平成31年度申込み締切】

○耐震診断補助：令和2年1月31日（金）

○耐震改修補助・除却補助：11月29日（金）

締切日前でも、予定件数に達すれば受付を終了することがあります。お早めにお申込みください。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523



薬物乱用は「ダメ。ゼッタイ。」

10月～11月は麻薬・覚醒剤乱用防止運動月間です。

最近、青少年の間で、大麻や危険ドラッグなどの薬物の乱用が増加しています。これら乱用される薬物の心身への弊害は大きく、時には死亡にいたることもあります。

薬物乱用を許さない社会をつくり、青少年を薬物乱用から守りましょう。

◆問合せ 危機管理課 ☎98-5525

PCB(ポリ塩化ビフェニル)を含む電気機器がないか確認してください!

PCBを含む電気機器(変圧器、コンデンサー、業務用の照明安定器など)を使用・保管しているときは、PCB特別措置法に基づく届出が必要です。

事業所の電気室、キュービクル、倉庫などを点検してください。

届出がされていない場合は、直ちに届出を行うとともに、適正に保管し、処分期間内(高濃度PCBは令和3年3月末まで、低濃度PCBは令和9年3月末まで)に必ず処理を行ってください。

PCBを含む電気機器などは、通常の産業廃棄物として処分することはできません。

不法投棄や不適正な方法で処分した場合は、廃棄物処理法に基づき厳しく罰せられることがありますので、ご注意ください。詳しくは、お問い合わせください。

◆問合せ 大阪府産業廃棄物指導課排出者指導グループ ☎06-6210-9570

町立総合体育館トレーニング講習会

町立総合体育館のトレーニング室は、講習会に参加した人でないと利用できません。

【とき】10月13日(日)
午後6時30分～9時

※午後6時30分までに必ずお越しください。

【ところ】町立総合体育館

【受講料】200円
※申込時にご用意ください。

【定員】25人

【受講資格】平成31年3月31日現在15歳以上(高校生以上)の人

【内容】講義: トレーニングの基礎理論
実技: ウォームアップ・クールダウンの実技

【受付】10月4日(金)から講習会当日までの、午前9時～午後5時30分までです。
先着順で定員に達するまで受け付けます。

※町立総合体育館の休館日は月曜日です。

◆問合せ 町立総合体育館 ☎98-5344

700MHz(メガヘルツ)利用推進協会によるテレビ受信障害対策

携帯電話での新しい電波利用開始に伴い、テレビ受信障害(映像が乱れる、映らないなど)が出る可能性があります。

受信障害が発生する可能性が高い地域へは、A4サイズのお知らせを投函のうえ、対策員が訪問して作業内容を説明し、

了解を頂いて対策作業を行います。対策員は、身分証明書を所持しています。不審に感じられた際は、コールセンターまでお問い合わせください。700MHz利用推進協会の対策員かどうかお調べします。

受信障害が発生するおそれのある地域へは、二つ折のお知らせ(テレビをご覧のみなさまへ)が配布されます。テレビ映像に影響が生じた場合は、コールセンターまでお問い合わせください。新しい電波利用開始による影響が疑われる場合は、速やかに回復作業にお伺いします。なお、対策作業及び回復作業での費用を請求することは絶対にありません。費用はすべて当協会が負担します。詐欺行為や悪徳商法に、ご注意ください。

※ケーブルテレビや光ケーブルでテレビをご覧の場合は影響ありません。

※BS/CS放送に影響が出ることはありません。

◆問合せ
700MHz 受信障害対策コールセンター ☎0120-700-012 (フリーダイヤル)
☎050-3786-0700 (有料)
受付時間: 午前9時～午後10時(年中無休)

軽自動車税の税制改正

税制改正により、軽自動車税に新たに「環境性能割」が創設されます。

10月1日の消費税率の10%へ引き上げ時に、自動車取得税(府税)が廃止され、自動車税(府税)、軽自動車税(町税)に新たに環境性能割の区分が追加されることとなりました。この「環境性能割」は新車、中古車を問わず取得したときに、車両の通常の価格が50万円を超える場合に課税されます。

現行の軽自動車税は、「種別割」と名称が変わります。この改正に伴い、軽自動車税は「環境性能割」と「種別割」の2つで構成されることとなります。

「種別割」については町が徴収をしますが、「環境性能割」は町税ではあるものの、軽自動車を取得した時に販売店などをつうじて大阪府に納めて頂くことになり、納税の手続きは現在の自動車取得税と同様になります。

燃費基準達成度など	自家用	営業用
令和2年度燃費基準達成車(乗用車)※ 平成27年度燃費基準+50%達成車(2.5トン以下のトラック)※	100分の1 (非課税)	100分の0.5
平成27年度燃費基準+10%達成車(乗用車、 または、2.5トン以下のトラック)※ 上記以外の車	100分の2 (100分の1)	100分の1 100分の2

()内は令和元年10月1日～令和2年9月30日に購入した自家用車に限り適用されます。

※次のいずれかに該当することも必要。

- ア. 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素化合物の排気量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素化合物の値が2分の1を超えないこと。
- イ. 平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素化合物の値の4分の1を超えないこと。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

健康

生活習慣病の予防にV.O.S.メニューがおすすめです!

大阪府では、野菜たっぷり、油と塩は控えめのヘルシーメニューを「V.O.S.メニュー」として承認しています。

承認されたメニューは、「大阪府V.O.S.メニュー」で検索してください。大阪府ホームページで紹介していますので、ぜひ、食べてみてください。

◎お店の人へ

V.O.S.メニューを提供していませんか? 手続きは無料です。ぜひ、ご相談ください。

◆問合せ 大阪府藤井寺保健所企画調整課 広域栄養チーム ☎072-955-4181

ジェネリック医薬品(後発医薬品)を利用してみませんか?

ジェネリック医薬品とは?

先発医薬品(これまで使われてきた新薬)の特許が切れた後に販売される医薬品であり、先発医薬品と同じ有効成分を同量含み、同等の効き目があると国に認められた医薬品です。

ジェネリック医薬品を使うメリット

先発医薬品に比べると開発にかかる費用が少ないため、薬の価格が安くなり、自己負担も軽減されます。さらに、患者さんに優しい製剤工夫がされ、飲みやすくなった薬もあります。

ジェネリック医薬品に切り替えるには?

まずは医師や薬剤師にご相談ください。短期間だけジェネリック医薬品に切り替える「お試し調剤」から始めることもできます。

★切り替え時のご注意

- ・先発医薬品と色や大きさ、形などが異なることがあります。
- ・すべての薬にジェネリック医薬品が対応しているわけではありません。変更できない場合もあります。
- ・薬局によっては取り扱っていないジェネリック医薬品もあります。

◆問合せ 大阪府後期高齢者医療広域連合給付課 ☎06-4790-2031 保険医療課 ☎98-5516

10

10月のがん検診受診率50%達成に向けた集中キャンペーン月間です



町では、がん検診を無料で行っています。

がんは治る時代になってきました。しかし、発見が遅れると、体への負担はもちろん、入院にかかる時間や費用も負担になります。がんを早期に発見し、治療を行うことで、その負担も軽減できます。

安心した人生を送るために、毎年検診を受け、自分の体のメンテナンスをしましょう。

種類	対象者	受診間隔	日程
胃がん・大腸がん 肺がん(結核) 検診	40歳以上	年1回	令和元年10月25日(金)・11月27日(水)・12月16日(月)・ 令和2年1月20日(月)・2月21日(金)
大腸がん窓口検診	40歳以上	年1回	令和元年10月11日(金)・令和2年1月23日(木)・3月6日(金) ★11月11日(月)・★12月2日(月)・★2月17日(月) ★マークは、日曜日の聖徳市で検診ができます。
子宮がん検診	20歳以上	2年に1回	令和元年10月23日(水)・12月25日(水)・令和2年2月28日(金)
乳がん検診	40歳以上	1回	午後2時から保育を行います(先着)。

※子宮頸がん検診・乳がん検診は3月末まで富田林医師会の各機関で個別検診を行っています。

★詳しい検査項目や個別検診の各医療機関、予約などに関しては、健康増進課までお問い合わせください。

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520



血糖が下がる
食事のコツが
わかります!

③ 血糖へらそう会

ストック・活動計
無料レンタル!



血糖値・HbA1cが高い人を対象に教室を行います。平成30年度の結果は、腹囲・血糖・HbA1c・中性脂肪・LDLコレステロールなどの検査値の改善者約80%でした。この教室に参加して、糖尿病を予防しましょう。

	とき	ところ	内容
第1回	11月7日(木) 午後1時30分～3時30分	町立万葉ホール	・糖尿病予防セミナー (藤井寺市民病院内本医師による講話) ・糖尿病予防劇～「人生そんなに甘くない」～
第2回	11月15日(金) 午後1時30分～3時30分	町立保健センター すこやかホール	・体脂肪測定 ・「血糖値を下げる食事のポイント① ～適切な食事量ってどのくらい?～」
第3回	11月22日(金) 午後1時30分～3時30分		・「血糖値を下げる食事のポイント② ～おやつを上手に食べるコツ～」
第4回	12月6日(金) 午後1時30分～3時30分	町立万葉ホール	・「血糖値を下げる運動① ～ストレッチ・筋力トレーニング～」
第5回	12月13日(金) 午後1時30分～3時30分		・「血糖値を下げる食事のポイント③ ～美味しいお正月を迎えよう～」 ・「血糖値を下げる運動②～ストックウォーキング～」
第6回	1月24日(金) 午後1時30分～3時30分	町立保健センター すこやかホール	・「歯周病で血糖値が上がるってホント?」 歯科衛生士の話 ・「血糖値を下げる食事のポイント④ ～自分の食行動のパターンを知ろう!～」
第7回	2月7日(金) 午前9時30分～11時30分	町立保健センター 1階 相談室	・からだ測定会 (採血・血圧・体脂肪測定・内臓脂肪測定) ・自主グループとの交流会

※2～3回程、都合に合わせて個別相談を行います。

※定員20人(定員になり次第、締め切ります)。

【特典】4つの検査(血液検査・血圧・体脂肪計・内臓脂肪測定)が無料

◆問合せ 健康増進課 ☎98-5520

第6回 まだ、読め～るフェア (町立図書館ブックリサイクル市)

町立図書館で貸し出さなくなった本や保存期間を過ぎた雑誌、皆さんから提供された本を、町内在住の人に無償でお譲りし、再活用して頂くというイベントです。

お譲りする図書は、古くなっていたり、多少汚れていたりしますが、まだまだご活用頂けるものがたくさんありますので、ぜひ、お立ち寄りください。

※図書室からお譲りする図書は、天印(図書の上部に押す町立図書館の印)や、表紙のバーコードをマジックで消し、「リサイクル本」の印が押してありますので、ご了承ください。

【と き】 11月2日(土)、3日(日)
午前10時～午後6時

※文化祭と同日開催です。

【ところ】 町立図書館

【内 容】 図書室内のリサイクルコーナーから、1人5冊以内で自由に選び、申込兼受領書に住所・氏名などを明記し、お持ち帰りください。

※持ち帰り用の袋は、各自でご用意くだ

さい。

◆問合せ 町立図書館 ☎98-5526

町立竹内街道歴史資料館友の会 秋のバス見学会

太子町ゆかりの法隆寺と尼寺廃寺跡・達磨寺をめぐる

【とき・ところ】

11月4日(月)

町立万葉ホール前 午前8時30分出発

※受付は8時から。

※午前8時40分に近鉄上ノ太子駅南側ロータリーでもバス乗車できます。申込時にお伝えください。

【内 容】

バスで法隆寺や達磨寺など聖徳太子ゆかりの地を訪ねます。

現地では文化財担当者、香芝市の山下隆次氏、王寺町の岡島永昌氏がご案内します。

ぜひ、ご参加ください。

【定 員】

80人(先着順)

【参加費】

3,000円(バス・昼食・保険・資料代)

【申 込】

町立竹内街道歴史資料館へ午前9時30分～午後5時の間に電話でお申込みください。

※町立竹内街道歴史資料館の休館日を除く。

◆問合せ 町立竹内街道歴史資料館
☎98-3266

二上山ダイトレ・ウォーク2019

ダイヤモンドトレールとそのアクセスルートをめぐるウォーキングイベント「ダイトレ・ウォーク」を行います。

今回は、近鉄二上駅(香芝市)をスタートしてどんづる峯を見学した後、二上山(雌岳)に登り、奈良県葛城市の當麻寺をゴールとする全長約10kmのコースです。

【と き】 11月30日(土)

※雨天中止。

【参加費】 300円(保険代など)

詳しくは、大阪府南河内農と緑の総合事務所ホームページをご覧ください。

◆問合せ 大阪府南河内農と緑の総合事務所地域政策室

☎25-1131

第11回
竹内街道
灯路祭り

10月19日(土)

午後2時30分～9時(5時点灯)
太子町春日西交差点から道の駅「近つ飛鳥の里・太子」
(荒天の場合翌20日(日)に順延 ※時代行列は中止)

時代行列
午後2時30分～4時
太子町春日妙見寺前から大道田山本家住宅(1.5km)

スタッフボランティア募集
ろうそく点灯のお手伝いをして頂ける人を募集しています。
10月11日(金)までに下記へご連絡ください。

◆問合せ 竹内街道にぎわいづくり協議会事務局
(太子町観光・まちづくり協会内)
☎21-1600

労働

大阪府最低賃金改正

10月1日から「大阪府最低賃金」の金額が改正されました。

これにより、使用者は労働者に対して、次の金額以上の賃金を支払う必要があります。

時間額 964円

◎大阪府最低賃金は、大阪府内で働くすべての労働者に適用されます。

◎詳しくは、大阪労働局労働基準部賃金課（☎06-6949-6502）、または、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

催し

みなみかわち歴史ウォーク

古市古墳群を巡る～秋風の中、歴史ロマンを感じて～

華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会では、今なお残る歴史をテーマに、古墳、社寺、文化遺産などを訪れるウォーキングを行います。さらに今年は、五私鉄ウォークとの共催により百舌鳥・古市古墳群世界文化遺産も巡ります。ぜひ、ご参加ください。

【と き】 10月6日(日)

受付：午前9時30分～10時30分

【集 合】 府営石川河川公園玉手橋であいの岸辺（左岸）道明寺駅東側河川敷（受付・スタート）

【申 込】 参加自由（事前申込不要）

【参加費】 無料（拝観料などは自己負担）

【その他】 雨天決行

※荒天予備日：11月30日(土)

【コース】 府営石川河川公園玉手橋であいの岸辺（左岸）道明寺駅東側河川敷（受付・スタート）⇒道明寺天満宮⇒仲姫命陵古墳⇒応神天皇陵古墳⇒アイセルシュラホール（藤井寺市立生涯学習センター）⇒葛井寺⇒辛國神社⇒仲哀天皇陵古墳

⇒（竹内街道）⇒白鳥陵古墳
⇒誉田八幡宮⇒市立駒ヶ谷駅西側公園（ゴール）

◆問合せ 華やいで大阪・南河内観光キャンペーン協議会事務局（藤井寺市政企画部魅力創生課内） ☎072-939-1086
観光産業課 ☎98-5521

ファミリー健康体力測定会

子どもから高齢者まで、仲間や家族で体力測定会に参加し、健康と運動に対する関心を高め、家族そろってスポーツに親しむ習慣を身につけて頂くことを目的としています。

【と き】 ①10月14日(月・祝)

午前10時

受付：午前9時～10時

②10月20日(日)

午後2時

受付：午後1時～2時

【と ころ】 ①富田林市立市民総合体育館
②藤井寺市立市民総合体育館

【対 象】 南河内地区市町村在住・在勤・在学の人

※年齢6歳以上の健康な人。

【内 容】 6～64歳：握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、立ち幅跳び、20mシャトルラン（6項目）
65歳以上：握力、上体起こし、長座体前屈、開眼片足立ち、10m障害物歩行、6分間歩行（6項目）

【参加費】 無料

【持ち物】 上履き、タオル、飲み物、動きやすい服装

【注 意】 ・健康管理には十分配慮し、無理をしないで行ってください。
・貴重品は各自の管理となりますので、必要以上はお持ちにならないでください。
・健康チェック、血圧測定などの結果により、測定できない場合もあります。
・お車でのご来場はできるだけ乗り合わせてお願いします。
・素足で測定する種目もあります。

◆問合せ 生涯学習課 ☎98-5534

ラ・フォレスト

【と き】 10月25日(金)

①午前11時～正午

②午後1時～2時

③午後2時30分～3時30分

【と ころ】 南河内林業総合センター
ラ・フォレスト

【内 容】 椅子席でお抹茶を楽しむお茶会をします。簡単なお作法も体験できます。どなたでもご参加ください。

【講 師】 北濱 稚佳子 氏（やきもの^{そう}人木）

【定 員】 15人（各回5人）

【参加費】 1,000円（材料費を含む）

【持ち物】 特になし

【申 込】 10月4日(金)午前10時から電話で受け付けます。

◆問合せ

ラ・フォレスト ☎72-0090

<http://www.sinrin.org/foresta/>

花の文化園 10月イベント

■バラの花摘み園

バラの花摘み園が開園します。花摘みに育てたバラを摘み取って頂きます。芳しい香りと共に、美しいバラをお持ち帰りください。

【と き】 10月26日(土)

①午前10時～正午

②午後2時～4時

【と ころ】 大温室前臨時花摘み園

【参加費】 5本で500円

■10月の見頃の花のご紹介

上旬 カトレア

上旬～下旬 カワラハハコ

中旬 バラ、ダリア、サルビア
レウカンサ、ツワブキ

下旬 ネリネ、コウヤボウキ、
ジュウガツザクラ

■花の文化園

10月の開園時間：10時～17時（入園は閉園の1時間前まで）

10月の入園料：大人540円 高校生220円 中学生以下無料

◆問合せ 大阪府立花の文化園

☎63-8739



水道料金、下水道使用料及び水道加入金の消費税率が変わります

10月1日に消費税率が8%から10%に改定されることに伴う、水道料金などの消費税率の変更についてお知らせします。

【水道料金・下水道使用料】

10月1日以降の検針分から消費税率は10%を適用します。ただし、10月1日前から継続してご使用のお客さまには、下記のとおり経過措置があります。

●10月1日前から継続してご使用の場合
⇒11月定期検針分まで消費税率8%を適用（検針に訪問した時に、お客さまのご都合により検針ができなかった場合は、一部10%となる場合があります。）

●10月1日以降の新規ご使用の場合
⇒消費税率10%を適用

【水道加入金】

10月1日以降の給水装置の新設及び増設工事の申込受付分から、消費税率は10%を適用します。

水道料金・下水道使用料及び水道加入金の税抜金額に変更はありません。みなさまにはご負担をおかけしますが、ご理解をよろしくお願いします。

◆問合せ 大阪広域水道企業団 太子水道センター ☎98-5536
生活環境課 ☎98-5522



秋の全国地域安全運動

10月11日(金)～20日(日)までの10日間、全国地域安全運動が行われます。

重点項目とスローガンなどは次のとおりです。

<重点項目>

- (1) 子供と女性の犯罪被害防止
- (2) 特殊詐欺の被害防止
- (3) 自動車関連犯罪及びひったくりの被害防止

<スローガン>

●メインスローガン

みんなで力をあわせて 安全・安心ま

ちづくり

●サブスローガン

- ・地域の輪 みんなで守ろう 子どもの未来
- ・振り向いて あなたの後ろに 迫る影
- ・特殊詐欺 家族の絆で 被害ゼロ
- ・キャッシュカード 求める電話 すべて詐欺!
- ・カギ締めて 荷物残さず からっぽに
- ・ねられる! 耳にイヤホン 手にスマホ

◆問合せ 富田林警察署 ☎25-1234
危機管理課 ☎98-5525



10月7日(月)～13日(日)は行政相談週間です

総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が、皆さんからの行政に対する意見を、第三者の立場でお聞きし、その解決にあたります。毎月10日(土、日曜日の場合)は次の月曜日、祝日の場合は翌日)午後1時～3時まで役場で行政相談を行っています。なお、10月については行政相談週間中の9日(水)に行うため、10日(木)の相談は行いません。

■太子町行政相談

【と き】10月9日(水)

午後1時～3時

【ところ】役場3階 第2・3会議室

【相談内容】国、府、町の仕事やサービス、各種制度の手続きに関する相談

◆問合せ 総務政策課 ☎98-0300

猫は責任を持って飼いましょう

最近、猫に関する苦情が多く寄せられています。ペットとして飼う場合は、猫が苦手な人やアレルギーを持った人など、周囲の人も快適に暮らせるよう、気配りが大切です。

①最後まで責任をもって飼いましょう

飼い主は、飼い猫がその一生を終るまで飼育するよう努める義務があります。万が一飼えなくなった場合には、新しく飼ってもらえる飼い主を探しましょう。

②不妊去勢手術をしましょう

不妊去勢手術を行うと、発情期がなくなり、発情のストレスがなくなります。繁殖を望まない場合には、不妊去勢手術などの繁殖を制限するための措置を行いましょう。

③室内で飼いましょう

飼い方に気をつければ、外に出さなくても猫のストレスにはならないと言われています。他の猫から病気に感染したり、交通事故に遭うこともありません。猫を放し飼いにすると、飼い主の知らないところで近隣住民に迷惑をかけてしまうかもしれません。

④飼い主が分かるようにしましょう

迷子や災害に備え、首輪と連絡先を書いた名札を装着しましょう。

⑤むやみに野良猫に餌はやらない

餌を与えることで、猫が集まり、ふん尿や花壇の掘り起しなど周囲の人の迷惑になってしまいます。

◆問合せ 大阪府動物愛護管理センター ☎072-958-8212
生活環境課 ☎98-5522

くらしとお金に役立つ講演会

【と き】12月5日(木)

午後2時～3時30分

【ところ】大阪銀行協会7階 大会議室

【対象】府民一般(先着順)

【演題】爆笑 人生泣いたり笑ったり! 転ばぬ先の知恵

【講師】ファイナンシャル・プランナー、生活経済ジャーナリスト
いちのせ かつみ氏

【定員】200人

【申込】ハガキ、ファックス、または、メールで①～⑥を明記し、お申込みください(11月27日(水)必着)。

①12月5日②郵便番号③住所

④氏名(フリガナ)⑤年齢⑥

電話番号⑦同伴者の氏名、年代⑧広報太子

【参加費】無料

◆申込・問合せ

〒530-8660 大阪市北区中之島2-1-45

日本銀行大阪支店内大阪府金融広報委員会事務局

☎06-6206-7748

FAX06-6233-6080

Eメール osaka@shiruporuto-net.jp

耐震

耐震の補助制度をご利用ください

住宅の耐震化を促進するため、耐震診断・耐震改修・除却に対する補助を行っています。ぜひ、ご利用ください。また耐震に関する啓発ブースを設置します。お気軽にお立ち寄りください。

【とき】 10月15日(火)~23日(水)
午前9時~午後5時30分

【ところ】 役場庁舎正面玄関入口

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

安全

ハチにご注意ください

秋の行楽期を迎え、二上山をはじめとする野山や町内の公園でハチの活動が活発化している場合があります。ハチやハチの巣を見かけたときは、うかつに近寄らず、距離をとるようにしましょう。

また、ハチに刺された場合はすぐに病院に行くなどして放置せず、専門家による処置を受けるようにしましょう。

◆問合せ
観光産業課 ☎98-5521
地域整備課 ☎98-5523

正しく使おう、LPガス

10月はLPガス消費者保安月間です。ご家庭や事業所、行事などで利用されているLPガスは、私たちにとって身近なエネルギーであり、正しく扱えば安全で大変便利なものですが、取り扱いを誤

ると一酸化炭素中毒やガス漏れなどの事故につながる恐れがあります。

次の点に十分注意し、LPガスを正しく安全に使用しましょう。

- ・ガス器具を使うときは換気をする。
- ・点火するときは必ず目で見て確認する。
- ・ガス栓カバーやゴムキャップを使用し誤開放を防止する。

◆問合せ
富田林市消防本部予防課
☎23-1124

毒キノコによる食中毒にご注意!

毒キノコによる食中毒は激しい下痢、腹痛、嘔吐などの消化器症状や、しびれ、めまいなどの神経症状を引き起こし、命にかかわる場合があります。確実に食用と判断できないキノコは、絶対に「採らない! 食べない! 売らない! 人にあげない!」ようにしましょう。

◆問合せ 富田林保健所衛生課
☎23-2682

歴史

町内歴史ウォーク参加者募集!

令和3(2021)年に聖徳太子没後1400年の節目の年を迎えるにあたり、本年度から3か年計画で歴史ウォーク&講演会を行います。

本年度は町内の史跡名所巡り(歴史ウォーク)を11月~12月に計4回行い、令和2年度に歴史講演会(4回)を予定しています。また、令和3年度には歴史ウォーク&歴史講座(1日)を行う予定です。

本年度予定の歴史ウォークについて詳

しくは、広報太子11月号でお知らせします。

皆様のご参加をお待ちしています。

【主催】 聖徳太子没後1400年記念実行委員会

◆問合せ
観光産業課
☎98-5521
太子町観光・まちづくり協会
☎21-1600

宝くじ

宝くじ助成金を活用しています

宝くじの社会貢献広報事業として、コミュニティ助成事業があります。

町では、今年度、東條町会が地域に伝わる地車の存在と地域への愛着を深め、活性化と世代間交流促進を図るために、地車の太太鼓の修理や鉦などを宝くじの助成金で整備しました。

◆問合せ
総務政策課
☎98-0300



ひとのうごき

()内は前月比

人口	13,348人 (-4)	転入	36人
男	6,554人 (-2)	転出	39人
女	6,794人 (-2)	出生	2人
世帯数	5,494世帯(+1)	死亡	3人

まちの面積 14.17km²
(9月1日現在)

10月の「し尿」収集日	収集日	種類	10月の「ゴミ」収集日	種類	収集日
10月の「し尿」収集日	4日(金)	小型	10月の「ゴミ」収集日	もえるゴミ	1日・4日・8日・11日・15日・18日・22日・25日・29日 (毎週火・金曜日)
	4日(金)	一般		粗大ゴミ	9日・23日 (第2・第4水曜日)
	21日(月)	2回取り		ビン・カン混合	14日・28日 (第2・第4月曜日)
		金属類		2日・16日 (第1・第3水曜日)	
		ペットボトル		24日 (第4木曜日)	
		プラスチック製容器包装		3日・17日 (第1・第3木曜日)	

※粗大ごみで袋に入れて出される場合も、半透明のごみ袋を使用してください。くれぐれも黒色のごみ袋は使用しないでください。

※ごみは、必ず収集日の当日、午前7時までに出してください。※生ごみは、しっかり水分を切ってから出してください。

健康保険

国民健康保険被保険者証更新

国民健康保険被保険者証をお持ちの人に、10月中に新しい被保険者証（緑色）を世帯主あてに簡易書留で送付します。現在お持ちの被保険者証（茶色）の有効期限は、令和元年10月31日までとなっています。有効期限経過後は保険医療課へ返却するか、各自で適切に処分してください。

国民健康保険の加入者で新しい被保険者証が10月末になっても届かない場合や、すでにほかの健康保険に加入しているのに国民健康保険の新しい被保険者証が届いた場合は、保険医療課へお問い合わせ

わせください。

◆問合せ
保険医療課 ☎98-5516

国民年金

年金生活者支援給付金制度がはじまります

年金生活者支援給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

【対象】

- ・老齢基礎年金を受給している人（①～③の要件をすべて満たしている必要があります）
- ①65歳以上である。

②世帯全員が市町村民税が非課税となっている。

③年金収入額とその他所得額の合計が約88万円以下である。

- ・障がい基礎年金・遺族基礎年金を受給している人で前年の所得額が約462万円以下である人

【手続】

平成31年4月1日以前から年金を受給している人で対象となる人には、日本年金機構から請求手続きのご案内が、9月上旬から順次届きます。

平成31年4月2日以降に年金を受給し始めた人は、年金事務所、または、保険医療課で請求手続きをしてください。

◆問合せ 給付金専用ダイヤル
☎0570-05-4092
保険医療課
☎98-5516

10 10月1日以降に国民健康保険の人間ドックを受診される人へ

10月1日以降に受診する人は、消費税率が8%から10%へ変更されたことに伴い、検査費用に変更がありますので、別表のとおりお知らせします。

その他に変更はありません。

【対象】 太子町国民健康保険に加入され、保険料を完納している30歳以上75歳未満の人

【申込】 受診される前に、必ず保険医療課へお申込みください。お申込みなく直接受診された場合は補助の対象になりません。

【持ち物】 ・国民健康保険証
・印かん
・特定健康診査受診券（40歳以上75歳未満の人のみ）

※人間ドックの補助と特定健康診査の重複利用はできません。

また、人間ドック補助は年度内に1回の利用となります。

◆問合せ 保険医療課 ☎98-5516

人間ドック補助対象医療機関及び受診者負担額表

医療機関名	コース	検査費用	受診者負担額
PL病院	一般	46,200円	23,100円
	一般+婦人	48,400円	24,200円
	一般+脳ドック	79,200円	39,600円
	一般+婦人+脳ドック	81,400円	40,700円
寺元記念病院	一般	42,900円	21,450円
	一般+脳ドック	75,900円	37,950円
	脳ドックのみ	55,000円	27,500円
富田林病院	一般	48,400円	24,200円
	一般+婦人	50,600円	25,300円
	一般+脳ドック	70,400円	35,200円
	一般+婦人+脳ドック	72,600円	36,300円
ベルクリニック	一般	46,200円	23,100円
大阪赤十字病院	一般	47,300円	23,650円
大阪市立大学医学部附属病院 先端予防医療部附属クリニック MedCity21	一般	52,800円	26,400円
帝国ホテルクリニック	一般	45,100円	22,550円

10月の相談	種類	日程	時間	場所	問い合わせ先
	行政(国の行政に関すること)	9日(水)	13:00~15:00	役場3階第2会議室	総務政策課 ☎98-0300
	消費者※1	平日の(月)~(金)	9:00~16:00	富田林市役所	富田林市消費生活センター ☎25-1000(内線186)
	教育(いじめ110番・進路)	平日の(月)~(金)	9:00~17:00	教育委員会	教育総務課 ☎98-5533
	人権※2			住民人権課	住民人権課 ☎98-5515
	就労			観光産業課	観光産業課 ☎98-5521
心配ごと	10日(木)・25日(金)	13:30~15:00	役場1階第2相談室	社会福祉協議会 ☎98-1311	

※1 消費者相談は正午~午後1時までの間、対応できません。 ※2 人権相談は、河南町・千早赤阪村役場での相談も可能です。

教育

**小学1年生になる前に
就学時健康診断を**

来春の小学校入学予定者を対象に「健康診断」を行います。事前に通知書を郵送しますので、当日お持ちください。

なお、町立磯長小学校区の方は10月24日(木)までに、町立山田小学校区の方は11月14日(木)までに通知書が届かない場合や、当日の都合で受診できない場合は、ご連絡ください。

※車でのご来校はご遠慮ください。

○町立磯長小学校

10月31日(木)

【受付時間】

- ①午後1時50分～2時5分
- ②午後2時20分～2時35分
- ③午後2時50分～3時5分

※①～③の3部制で指定された時間帯。

○町立山田小学校

11月21日(木)

【受付時間】

- ①午後1時50分～2時5分
- ②午後2時20分～2時35分

※①～②の2部制で指定された時間帯。
★就学に関する相談を、教育総務課で行っています。就学に関する不安や気になることをご相談ください。

【と き】 月～金曜日

午前9時～午後5時

※土日、祝日を除く。

◆問合せ **教育総務課** ☎98-5533

大阪府講師登録説明会

学校現場で講師としての勤務に興味をお持ちの人に向けた講師登録説明会を行

います。当日は個別相談もお受けします。

- 【と き】** ①11月14日(木) 午後3時～4時
②11月18日(月) 午後1時～2時
③11月18日(月) 午後4時～5時

- 【ところ】** ①高槻市教育会館3階 第2研修室
②③大阪府庁新別館北館4階 多目的ホール

内容は①②③とも同じです。また、申込みは不要です。当日直接会場へお越しください。

その場で登録を希望される人は証明用写真(4cm×3cm)をお持ちください。

講師登録は随時受け付けています。教員免許取得見込者の人については、令和元年11月頃から受付を開始する予定です。

◆問合せ
大阪府教育庁教職員室教職員人事課
☎06-6941-0351
府立学校人事グループ(内線3444)
小中学校人事グループ(内線3449)

福祉

障がい者の出張相談窓口

相談支援事業所の専任職員による出張相談窓口を開設します。相談希望の方は、10月11日(金)までにご予約ください。また、障がいのある人やその家族が地域で安心して生活できるよう、相談支援事業所で随時、専任職員が相談に応じています。

【と き】 10月17日(木) 午後1時～3時

【ところ】 役場庁舎1階 相談室

◆問合せ **福祉課** ☎98-5519

**5 第25回太子町障がい者
ふれあいスポーツ大会**

みんな一緒に楽しい一日を過ごしましょう

障がい者ふれあいスポーツ大会を行います。参加を希望される人は、10月7日(月)までに福祉課へお申込みください。

【と き】 10月20日(日) 午前10時30分～午後3時

【ところ】 町立総合体育館

【対 象】 町内の障がい者・障がい児
その家族・友人

【持ち物】 上靴、飲み物、昼食

【主 催】 太子町障がい者ふれあいスポーツ大会実行委員会

◆問合せ **福祉課** ☎98-5519
太子町社会福祉協議会
☎98-1311

**日赤活動資金へのご協力
ありがとうございました**

日赤太子町分区では、6月に各町会・自治会及び住民のみなさまに対し、日本赤十字社の活動資金の募集を行い、次のとおりご協力を頂きました。

■総額：745,800円(令和元年9月4日現在)

お寄せ頂いた活動資金は、日本赤十字社が災害救護活動や災害時の被害を減らすため、「防災・減災」の知識や技術を普及するなど、「いのちと健康をまもる」様々な赤十字活動に活用されます。

みなさまの力強いご支援ご協力ありがとうございました。

◆問合せ **太子町社会福祉協議会**
☎98-1311

広告

**たいしくんスマイル
(太子町健康マイレージ事業)対象事業マーク**

健診の受診、健康に関連するイベントへの参加などで得られる、50スマイル(ポイント)を貯めて応募すると、参加賞や健康に関連するグッズが抽選で当たります!

町内に在住している全住民が応募できます。

広報太子の紙面上で、下記のマークが記入されている事業は、たいしくんスマイルの対象事業です。ぜひご参加ください。

- 3
3スマイルマーク
- 5
5スマイルマーク
- 8
8スマイルマーク
- 10
10スマイルマーク

◆問合せ **健康増進課** ☎98-5520 **保険医療課** ☎98-5516

学校給食センター	☎98-4607 FAX98-4609
教育委員会事務局	☎98-5533 FAX98-4514
公民館	☎98-5530 FAX98-5530
まちづくり観光交流センター (観光産業課)	☎98-5521 FAX98-4514
総合福祉センター (社会福祉協議会)	☎98-1311 FAX98-2111
水道 (太子水道センター)	☎98-5536 FAX98-5175
板屋橋浄水場	☎98-5537 FAX98-4622
総合スポーツ公園 (総合体育館)	☎98-5344 FAX98-5346
保健センター	☎98-5520 FAX98-3600
竹内街道歴史資料館	☎98-3266 FAX98-3279
消防署太子分署	☎98-3299 FAX98-4599
病院紹介	☎23-9919
休日診療所	☎28-1333
富田林警察署	☎25-1234
火災・救急救助	☎119

空家対策

太子町空家等対策協議会傍聴

【会議名】 第1回太子町空家等対策協議会

【とき】 10月24日(木)
午前10時

【ところ】 役場庁舎3階 第1会議室

【定員】 6人

【手続】 開催予定時刻までに、受付で住所及び氏名を記入してください。受付は先着順で行います。

◆問合せ 地域整備課 ☎98-5523

税

固定資産税の第3期納期限は10月31日(木)です

固定資産税の第3期納期限は、10月31日(木)です。忘れずにお納めください。納付書にコンビニエンスストア収納用のバーコードの印刷があるものは、全国のコンビニエンスストアで納めることができます。

詳しくは、納付書をご覧ください。

また、口座振替をご利用のみなさまは、残高の確認をお願いします。

平成31年度 各納期限

	第1期	第2期	第3期	第4期
町・府民税	7月1日	9月30日	12月2日	1月31日
固定資産税	5月31日	9月2日	10月31日	1月6日
軽自動車税	5月31日			

なお、納期限までに税金を納めて頂か

ないと、次のような督促手数料や延滞金がかかります。

また、督促状を送付した日から起算して10日を経過した日までに税金を完納しない場合は、滞納処分を受けることになります。

(1)督促手数料

督促状を発送した場合1通につき100円

(2)延滞金

納期限の翌日から納付の日までの期間に応じて年8.9% (ただし、納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年2.6%) の割合で計算した延滞金がかかります。

◆問合せ 税務課 ☎98-5517

来署によるご相談は、事前予約を!

10月1日以降、来署によるご相談は予約制(1月4日~3月31日の期間を除く)となっていますので、事前に税務署まで相談日時の予約をお願いします。

※税金の納付相談へお越し頂く際には、事前予約は必要ありません。

◆問合せ

富田林税務署個人課税第1部門

☎24-3281 (音声案内に従ってはじめ

に「2」を選択してください)

わいわい朝市



【とき】 毎週土・日曜日と祝日
【ところ】 道の駅 近つ飛鳥の里・太子

◆問合せ
近つ飛鳥の里・太子運営協議会
☎98-2786

住民手づくり

第202回 たいし 聖徳市 開催

10月のたいし聖徳市は、19日(土)、「第11回竹内街道灯路祭り」に出店します。

【とき】 10月19日(土)

午後2時30分~午後9時

※荒天順延の場合は20日(日)に行います。

【ところ】 大阪南農協太子支店裏周辺 他を予定

※たいし聖徳市実行委員会では、青空市をとおして、活発な明るい調和あるまち創りをめざしています。

◆問合せ

太子町観光・まちづくり協会

☎21-1600

子育て

子育て支援センターで 相談や交流をしませんか？

町では子育て支援センター（やわらぎ保育園内）を設置しています。

支援センターでは、育児相談のほか、親子での遊びや交流などをつうじて色々なお手伝いを行っています。

【子育て支援センター】

【と き】 月曜日～金曜日（祝日は除く）
午前10時～午後3時

【ところ】 子育て支援センター室（やわらぎ保育園 玄関右ホール）

【対象】 0歳～就園前の乳幼児と保護者

【持ち物】 水筒・着替え・タオル・その他各自必要なもの

※お持ち頂いたお弁当・離乳食を食べて頂くことができます。

※お菓子類やおもちゃなどは持ってこないでください。

【親と子の遊びの広場・後期募集】

わんぱくプラザ	
募集人数	25組の親子
場 所	山田集会所
内 容	10月29日(火)から(全16回程度) 体操・リトミック・スイミング(イトマンスイミングスクール)・英語の体験

集まれひよこグループ	
募集人数	25組を超える場合は、2つのグループに分けます
場 所	やわらぎ幼稚園ホール
内 容	11月8日(金)から(全15回程度) 0歳～就園前の親子 保育士と一緒に楽しく遊びましょう

【申 込】 10月11日(金)
午前9時30分～正午

子育て支援センター

○初めての人を優先し、定員になり次第締め切ります。

○電話での受け付けはできません。子育て支援センターまでお越しください。

○詳しくは、受付時にお知らせします。

◆問合せ 子育て支援センター（やわらぎ保育園内） ☎98-1435

③ プレママ・パパ教室

もうすぐママ・パパになる人を対象に「プレママ・パパ教室」を行います。

ぜひ、ご参加ください。

【と き】 10月27日(日)
午前9時30分～11時30分
受付時間：午前9時15分～

【ところ】 町立保健センター

【対象】 妊婦とその家族（お一人での参加も可能です）

【内 容】 ・沐浴・お着替え体験
・赤ちゃんが泣いたときのあやし方
・パパの妊婦体験

【定 員】 10組

【参加費】 無料

【申 込】 電話でお申込みください

◆申込・問合せ
健康増進課 ☎98-5520

募 集

平成31年度大阪府盲ろう者通 訳・介助者養成研修受講者募集

視覚と聴覚に重複して障がいのある盲ろう者のコミュニケーションと移動を支援するために、通訳・介助を行う「盲ろう者通訳・介助者」の養成研修を行います。

す。

【と き】 11月15日(金)～令和2年1月23日(木)のうち18日間

【ところ】 大阪府障がい者社会参加促進センター

【対 象】 ・盲ろう者福祉に熱意があり、盲ろう者通訳・介助者として活動する意思のある人
・すべてのカリキュラムを指定された日時に受講できる人

【定 員】 60人

【受講料】 無料

※ただし、テキスト代は自己負担。

【申 込】 10月1日(火)～25日(金)必着
受講案内冊子の「令和元年度大阪府盲ろう者通訳・介助者養成研修受講申込書」に必要事項を明記し、下記までご郵送ください。

なお、受講案内冊子は、各市町村障がい福祉担当課窓口にあります。

〒543-0072 大阪市天王寺区生玉前町5番33号

社会福祉法人大阪障害者自立支援協会

◆問合せ 大阪障害者自立支援協会
☎06-6775-9115
FAX06-6775-9116

農地の適正管理

遊休農地・荒廃農地に、草木が繁殖した状態の土地が急増しています。通行される人や近隣土地所有者に迷惑がかかっており、農地を所有されている人は、草刈りを定期的に行うなど農地の維持・管理に努めるようお願いいたします

◆問合せ 観光産業課 ☎98-5521

第2次太子町男女共同参画推進計画(素案)パブリックコメント募集

町では、令和2年3月に「太子町男女共同参画推進計画」の期間が満了することから、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様化など、大きく変化する社会や家庭の状況を踏まえ、「第2次太子町男女共同参画推進計画」の策定に取り組んでいます。このたび第2次太子町男女共同参画推進計画の素案をまとめましたので、皆さんの意見を募集します。

【募集案件】

第2次太子町男女共同参画推進計画（素案）

【募集期間】

10月1日(火)～31日(木)

※郵送の場合は消印有効です。

【案件資料の閲覧・配布場所】

- ①町ホームページ
- ②住民人権課窓口（役場庁舎1階）
- ③情報コーナー（役場庁舎3階）

【意見の提出先・提出方法】

様式は自由です。意見には、氏名、住所を明記のうえ、右記のいずれかの方法でご提出ください。

①Eメール：webmaster@town.taishi.osaka.jp

②郵送：〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田88番地 太子町総務部住民人権課宛

③ファックス：98-2773（住民人権課宛）

④窓口：住民人権課

【意見提出の留意事項】

- (1) 意見の提出方法、期限を守ってください。
- (2) 意見の提出に際しては、氏名、住所を明記してください。
- (3) 意見を提出できるのは、下記に該当する人です。
 - ・町内に在住・在勤・在学する人
 - ・町内に事務所、または、事業所を有する個人及び法人その他団体
 - ・上記に掲げるもののほか、パブリックコメント手続きに係る事案に利害関係を有する人
- (4) 提出頂いた意見の情報の全部、または、一部を公表することがあります（氏名、住所の個人情報は公表しません）。
- (5) 意見に対する個別回答はしません。

◆問合せ 住民人権課 ☎98-5515